

函館市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、子ども未来部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年5月15日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成28年度 定期監査結果報告書（子ども未来部）

1 監査の対象部局

子ども未来部

2 監査の対象

財務監査

平成28年4月1日から平成28年10月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成28年11月30日から平成29年3月27日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

一般会計歳入予算（款）分担金及び負担金中，保育所入所負担金140,891,950円について，函館市会計規則（昭和39年規則第9号）第19条に規定する会計管理者への調定の通知がなされていない状況であったことから，チェック体制を強化し，遺漏のない事務の執行に努められたい。

(イ) 監査意見

保育所入所負担金をはじめとする所管の収入金については，

多額の収入未済を生じていることから、収入の確保により一層努められたい。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

市立保育所の管理および運営に関する事務は子どもサービス課の所掌であるところ、保育所児童の災害共済に係る「日本スポーツ振興センター保護者負担金」の収入事務を子ども企画課が取り扱っていたことから、事務分掌に則り適切に対応されたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、保育所地域活動事業運営費補助金を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

補助事業の遂行にあたっては、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）第14条において「補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。」としているため、補助事業は、原則として交付決定後に着手されるべきであり、事業着手前に交付申請させるべきところ、各保育所からの補助金交付申請には、申請前に既に事業に着手しているものが散見された。

また、各保育所の事業実施予定期間は一律に4月1日から翌年3月31日までとの申請がなされているが、調査時点において既に事業が完了していると思われるものが散見され、さらに規則第17条では「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。」としているところ、これらについての実績報告書の提出がない状況であったことから、実態に沿った申請がなされるよう取り扱われるとともに、規則に則った適正な事務の執行を図られたい。